

提言「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのための環境整備」

1 現状及び問題点

音声言語（話し言葉・方言）と手話言語は、これまで同じカテゴリーで捉えられることが少なかったが、両者は子どもが最初に獲得する言語（母語）であり、その後、様々な認識や高度な思考、感情等を身につけるための基盤をなす存在であるという点で、まったく役割を同じくしている。また、日常語として人々の生活を支える存在である点も同じである。このような認識に立ち、本提言では両者を同じカテゴリーに属するものとして、「音声言語及び手話言語」と呼ぶ。

音声言語及び手話言語は、地域や世代により、じつに多様な姿を呈する。それは、これらがコミュニティの文化、社会、歴史と深く結びついているからに他ならない。ところが近年、その多様性が急速に失われつつある。このことは、子どもの発達基盤である言語が画一化し、多様な発想を生む素地がなくなってしまうこと、また、日本文化の多様性の解明の糸口がなくなってしまうことを意味する。加えて、手話言語に関しては、諸外国に比べて法律の整備が不十分で、社会の認知度が極めて低いという問題がある。

2 提言の内容

(1) 音声言語及び手話言語のアーカイブの構築

音声言語及び手話言語の多様性が我々の生活にとってどれだけ重要かを再認識し、そのような認識に基づいた教育や地域コミュニティの活動を推進していくために、音声言語及び手話言語のデータの体系的な整備とアーカイブの構築を提案する。

(2) 音声言語及び手話言語のアーカイブの活用

次に、アーカイブの有効活用を提案する。主な活用例として、学校教育における多様性理解のための教材、日本手話の教材、地域コミュニティの活性化のための素材、多様な音声に対応した製品開発のための資源、等々が考えられる。

(3) アーカイブ構築・活用のための人材育成

アーカイブの作成やデータの有効な活用のためには、音声言語や手話言語、それに関連する IT 技術の専門的知識を有する人材の育成が必至である。そのための環境を整備すること及び育成された人材を適切に配置するシステムを整えることを提案する。

(4) 手話に関する法律の整備

手話に関しては、基本的人権である言語権を保障するための法律、及び、聴覚に障害のある人が教員となれるような法律の整備を提案する。